

「ふるさと納税クラウドファンディング補助金」事業者提案募集要項

中札内村（以下、「村」という。）では、村内での「新規出店」や「事業拡大」を検討する事業者を応援することで、地域の活性化や地場製品の創出等を図ることを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下、「CF」という。）による資金調達を実施します。

以下に記載のとおり募集いたします。

1. 提案募集に係る事項

(1) 概要

村は、地方創生（地域の活性化、地場製品の創出、観光振興等）につながるプロジェクト提案を公募により募集し、事業の実現性、採算性等について審査いたします。採択された事業提案については、村がCFによる寄附を募集します。募集期間内に寄附の目標金額（以下「**※寄附目標額**」という。）を達成すれば、村は、補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。事業者は、当該補助金を活用して提案事業を村内にて実施して頂きます。

※「寄附目標額」…寄附総額の10分の4が、補助対象経費（事業にかかる必要経費のうち補助対象となる経費）の2分の1に到達する額

(2) 補助金額

交付する補助金はCFにより資金調達します。寄附総額の10分の4が事業にかかる必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、CFにより寄附を受けた額（以下、「寄附額」という。）の10分の4を交付します。

(3) 補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額まで交付します。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

【留意事項】

※返礼品調達の費用は、補助金額とは別途寄附額の3割を村が負担します。

※補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付頂きます。

※補助金額を超えた金額は、事業者負担となりますのでご留意願います。

※補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額を全額もしくは一部を返還頂きます。ただし、相当の理由が認めら

れる場合は、協議するものとします。

※補助金の交付事業は如何なる事情があっても、事業の開始から3年間は、事業を継続する義務を負います。

※補助金交付後3年間は村の求めに応じ、事業報告等、必要書類を提出する義務を負います。

※補助金交付後3年間は事業の進捗を定期的に寄附者に報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にしようご留意願います。

2. スケジュール【随時受付】

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ①提案書類提出 | |
| ②提案結果決定通知 | 提出後2週間以内 |
| ③CF等開始 | 決定後2ヶ月以内（村との調整により変動します） |
| ④※補助金交付申請 | 寄附目標額を達成した日以降 |
| ⑤※交付決定 | 交付申請後2週間以内 |
| ⑥事業開始 | 交付決定後（又は目標額達成後） |

3. 企画提案参加資格

- ①新たに起業しようとする、もしくは事業拡大に取り組もうとしている個人や法人
- ②村内に事業所等を設置（設置予定を含む。）し、継続した事業活動を行うことができる者
- ③税（国税及び地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している個人、法人
- ④中札内村暴力団排除条例（平成25年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団と密接関係者でない者
- ⑤宗教活動や政治活動を目的としていない個人や法人
- ⑥地方創生（人口増、少子化対策、経済活性化、関係人口創出、地域住民福祉の向上、地場産品の創出等）に資する者

4. 企画提案書の提出

（1）提出場所

中札内村役場 総務課企画財政グループ

〒089-1392 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地

※2021年5月以降は下記に移転します。

〒089-1392 北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1

（2）提出方法

「（1）提出場所」まで持参又は郵送、もしくはEメールで提出してください。

(3) 企画提案に関する留意事項

- ①応募（提出）された書類に、虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ②応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず返却に応じません。
- ③選考結果の疑義は、一切認めません。
- ④提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。
- ⑤使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ⑥企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。
- ⑦企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- ⑧企画提案書と一緒に補助対象経費の概算見積書を作成し、提出してください。なお、様式は自由とします。

5 質疑応答

本要項の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

(1) 提出期間

随時受付中

(2) 提出方法

「様式1 質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、「件名」の初めに必ず「【質問：ふるさと納税クラウドファンディング】」と明記してください。

※電子メールアドレス：s-kikaku@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

(3) 回答方法

質問書到着後、1週間以内に回答します。

(4) その他

指定した方法以外での質問につきましては、受け付けしませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けしませんので、併せてご注意ください。

6. CFについて

(1) 事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、村においてふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」にてCFを実施します。寄附募集期間は、3ヵ月間（90日間）とします。

(2) 補助金額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額より算出します。

※当該プロジェクトの寄附目標額を達成した場合のみ、支援いたしますので、くれぐれもご留意ください。

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金交付要綱に基づき、寄附目標額達成後、協議の上当該事業者（以下「補助事業者」という。）からの補助金交付申請により交付決定、補助金支払いを予定しております。正当な請求書の受理後速やかに支払います。

※寄附総額の10分の4が補助対象経費の2分の1に達した場合、寄附額の10分の4を交付します。寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額まで交付します。寄附募集期間内（上限3ヵ月間（90日間）に補助対象経費の全額（100%）に達した場合は、募集期間内であっても寄附募集を終了します。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(4) その他

CFにおいて、補助金交付事業により地場産品を創出された場合は、寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品の送付等に係る費用は、補助金額とは別途寄附額の3割を村が負担します。

7. 補助に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が村及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに村にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(2) 事故

当該補助事業の遂行中に事故があった時は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに村に報告しなければなりません。

8. 審査方法及び審査基準

※非公表とします。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

9. 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいたすべての応募者に、提案書提出後14日以内に文書で通知します。

10. 提出書類

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

■応募書類

- (1) ふるさと納税クラウドファンディング申込書
- (2) 企画提案書 【様式自由】
- (3) 補助対象経費の概算見積書【様式自由】